

奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

（ 制 定 平成28年 2月22日
最近改正 令和 4年 4月 1日 ）

奈良学園大学（以下「本学」という。）では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の趣旨及び内容を踏まえ、本学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に向けて、不正を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり基本方針を定める。

1. 不正使用及び不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 公的研究費の事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育を通じて教職員のコンプライアンス意識の向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な研究不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、公的研究費等の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用防止のため、全学的な視点から起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
7. 研究者としての自覚を促し、適正な研究活動を行うよう研究倫理教育を行い、研究倫理意識の向上を図る。
8. 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に対する通報（告発）窓口を整備する。